

令和3年度第2回  
東京都医療審議会  
会議録

令和3年6月29日

東京都福祉保健局

○行本課長 それでは定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第2回東京都医療審議会を開会させていただきます。委員の皆さま方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、私、福祉保健局医療政策部医療政策課長の行本が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、委員の出欠状況でございますが、本日は、菅原委員、川松委員、鯉沼委員、横山委員から欠席とのご連絡をいただいております。その他の委員の方についてはご出席と伺っておりますが、若干遅れている方もいらっしゃるようです。なお、東京都からは、吉村保健福祉局長、田中技監、矢沢理事、事務局である医療政策部の職員も出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認でございますが、東京都医療審議会規定第3条により、本審議会は、委員の過半数の出席により成立するとされております。現在、委員数は27名で、過半数は14名でございます。本日もご出席というご回答をいただいている方全てで22名の方のご出席となりますので、定足に達していることをご報告いたします。

次に、本日の会議資料でございます。資料は事前にメールにて送付させていただいておりますとおり、資料1から5および参考資料となっております。

それではここで、福祉保健局長の吉村から委員の皆さまへ一言ごあいさつを申し上げます。

○吉村局長 皆さま、福祉保健局長の吉村でございます。委員の皆さま方には日頃から東京都の保健医療行政に多大なご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。目下、新型コロナウイルス感染症の対応が最大の課題でございます。本日、新規陽性者数476名ということで、10日間連続、前週に比べて増えていることで、大変厳しい状況となっております。現在東京都は、再度の感染拡大に備えて、病床の確保などの医療提供体制の強化、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、皆さまのご協力をいただきながら取

組を進めているところでございます。このような時期の会議にもかかわらずご臨席賜ったこと、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて本日は、先般、書面開催の方式で諮問させていただきました、東京都保健医療計画中間の見直しについてご審議いただきたく存じます。東京都保健医療計画は、都の保健医療施策の方向性を示します重要な計画でございます。昨年度より、東京都保健医療計画推進協議会を中心に中間見直しの検討を重ね、今回パブリックコメント等を経て最終案をお示ししているものでございます。本日は、委員の皆さまに忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。引き続き、都の保健医療行政につきましては、委員の皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日はご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○行本課長 それでは、局長は公務の都合により、これにて退席させていただきます。

○吉村局長 失礼いたします。

○行本課長 それでは、これからの進行を小林会長にお願いいたします。

○小林会長 それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、本日の議事事項ですが、先般、書面形式で実施した令和3年度第1回の本審議会におきまして諮問されました、東京都保健医療計画中間見直しについて答申を行う予定でございます。

それでは、中間見直し案とパブリックコメント、意見照会の結果について、併せて事務方から説明をお願いしたいと思います。

○奈倉課長 それでは、資料の4-1から資料の4-3までについてご説明申し上げます。

まず資料の4-1、A4横版「東京都保健医療計画の中間見直し検討経過と今後のスケジュールについて」のほうをご覧ください。平成30年3月改定の現行の保健医療計画中間見直しにつきましては、資料左上段に記載の、昨年7月に書面開催いたしました保健医療計画推進協議会、10月26日にWeb開催しました同協議会におきまして、見直し方針の

検討を行うとともに、保健医療計画中間見直し検討部会の設置と同部会において骨子案を作成することと決定いたしました。

12月23日および令和3年1月29日の検討部会において疾病・事業ごとの具体的な見直し内容を検討し、骨子案をまとめております。3月3日の計画推進協議会において、検討部会案を検討し、骨子案を取りまとめました。3月29日には、本審議会において中間見直しの骨子案、検討状況をご報告したところでございます。

今年度に入りまして、4月16日開催の保健医療計画推進協議会で骨子案を肉付けした素案を検討し、取りまとめいただきました。5月24日からパブリックコメント、関係団体への意見照会を開始するとともに、素案を本審議会の委員の皆さま方に情報提供させていただいたところでございます。先週6月25日開催の推進協議会において、事務局からパブリックコメントおよび意見照会結果をご報告しまして、中間見直し案を取りまとめいただきました。その後、直ちに書面開催の本審議会に中間見直し案のほうを諮問させていただきまして、委員の先生方には速達で資料を送付いたしましたところでございます。諮問した中間見直し案を本日適当とお認めいただいた場合、7月初めに告示・公表したいと考えてございます。スケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料の4-2のほうをご覧ください。こちらは中間見直しの概要となっております。前回、3月29日の本審議会におきましてご説明した内容から、内容については大きな変更はございませんので、簡単にご説明させていただきます。

今回の中間見直しは、医療法の規定に基づきまして、6年間の計画期間中の中間年に実施したもので、東京都では資料下段に記載した四つの視点に基づいて5疾病・5事業および在宅療養を中心に、次期第8次保健医療計画に先立ち、早急に取り組むべき事項について中間見直しを行っております。

中間見直しの位置付けは、現行計画の追補版とし、現行計画の目次に沿って、現行計画から修正ですとか追記がある部分のみを本文として作成しました。主な見直しの内容

は、資料の4-2の2枚目のとおりでございます。資料の左側に中間見直しの目次、現行計画からの追加・見直し内容を記載しておりまして、右側に現行計画での該当箇所に対比するような形で記載しております。さらに詳細な現行計画本文との新旧対照につきましては、参考資料として送付させていただきました中間見直し案の本文、第3部資料編の111ページから152ページに記載してございますので、適宜そちらもご覧ください。

続きまして、資料の4-3により、5月24日から実施したパブリックコメントおよび関係団体への意見照会結果についてご説明いたします。

まずパブリックコメントでございますが、提出された意見につきましては0件ございました。関係団体からの意見につきましては、東京都医師会、東京都保険者協議会、世田谷区、練馬区および武蔵野市の5団体から計20件のご意見を頂戴しました。

資料の4-3の①をご覧ください。こちらは、団体別にいただいた意見要旨を一覧にしたものでございます。1ページ目が関係団体、2ページ目が区市町村からの意見要旨となっております。一つの団体から複数のご意見を頂戴している場合、複数の団体から同一事項記載に係るご意見をいただいている場合がありますことから、資料の4-3の②に中間見直しの目次の順にいただいたご意見を並べ替えて記載しております。

ここからは、資料の4-3の②においてご説明したいと思います。左側が関係団体からのご意見の要旨、右側がご意見に対する都の回答案を記載してございます。

まず1ページ目、項番の1から4までは中間見直し案全般、本文の構成、章立てに係るご意見でございます。項番の1は、保健医療計画中間見直し後も第3期医療費適正化計画と整合性を図るようにと求めるご意見でございます。こちらにつきましては、引き続き第3期医療費適正化計画と整合を図っていく旨、お答えしております。

項番の2はデジタル化の推進に係る見直しについて、本文中の記載が在宅療養のほうでの多職種連携ポータルサイトの活用などにとどまっていることにつきまして、デジタル化の推進の全体像がつかみにくいのではないかとのご意見でございました。こちらに

つきましては、保健医療計画は必ずしも個別具体の事業の取組を記載するわけではございませんで、各章において取組の方向性を記載しております。東京都では、記載した取組に沿ってデジタル技術を活用した個別具体の事業を検討・実施しているところがございます。

続きまして、項番 3 および 4 につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた感染症対策に係るご意見でございます。項番の 3 は、中間見直し時点での新型コロナウイルス感染症対策を検証・評価し、新興感染症等の感染拡大時における医療が計画に記載事項として追加される次期第 8 次保健医療計画につながるよう検討を進めてほしいというご意見でございます。都といたしましても、ご意見のとおりに進めていきたいと考えているところでございます。

項番の 4 は、中間見直しでは各章に分散して記載している感染症対策につきまして、対策の全体像が分かるよう、第 2 部第 4 章「健康危機管理体制の充実」に集約して記載してはいかがかとのご意見ですが、東京都といたしましては、新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも影響を及ぼすことから、この影響が分かるよう、中間見直し本文では、各疾病・事業の各章において課題・取組を記載する形といたしました。なお、令和 3 年改正医療法によりまして、令和 6 年度から適用される次期第 8 次保健医療計画においては、いわゆる 5 事業に新興感染症等の感染拡大時における医療が追加され、6 事業となりますことから、新興感染症等の感染拡大時における医療を独立した章とする予定でございます。

次に 2 ページをご覧ください。項番 5 から項番 8 までは、基準病床数に係るご意見でございます。一つ目は、昨年度実施した災害医療体制の整備に必要な病床、重点的に感染症の入院患者を受け入れる意向がある医療機関に対する病床の優先配分を行った基準病床数の関係についてでございます。この件につきまして、2 次保健医療圏間の患者の流出入により基準病床数を変更した件について適切か、今後検証を求めるとのご意見。

平時から新型コロナウイルス感染症のような新興感染症等の感染拡大や災害時なども考慮いたしまして、基準病床数、病床配分を検討すべきであり、このことについて中間見直しの本文に記載すべしというようなご意見。2次保健医療圏内の区市町村ごとの病床偏在の是正について、中間見直し本文への記載を求めるとご意見というようなものでございました。

基準病床数に関しましては、2次保健医療圏ごとに、法令等に基づき、全国一律の算定式により算定することが定められております。また、病床の整備につきましては、東京都では、住民に身近な区市町村でのご意見、病床機能報告の結果などを参考にしながら、法令等に準拠して基準病床数を定め、地域に必要な医療の確保を行っているところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。項番9につきましては、先ほど1ページの項番の4でご説明したとおり、次期第8次保健医療計画で新興感染症等の感染拡大時における医療が5疾病・6事業として位置付けられる予定となっていることから、そのときに対応する予定と考えております。

項番10、災害時に外傷患者等を受け入れる災害拠点病院等と、被災した精神科病院の入院患者を受け入れる災害拠点精神科病院等の役割と指定についてご意見がございました。拠点となる医療機関の指定に当たりましては、地域の医療資源や病院の収容能力等を考え、整備を進めていきたいと考えているところでございます。

項番11、新興感染症等が発生した際の救急医療機関への感染患者の円滑な搬送につきましてご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、中間見直しの第2部第2章「救急医療」の項におきまして、新興感染症等が発生した際の救急受け入れ態勢の強化というのを取り組みの方向性として記載させていただいております。

項番の12および13は、3次救急、救命救急センターを都内各地域にバランスよく配置すること、3次救急医療機関がない地域への配置の配慮をすることについて、本文に記載

してほしいというご意見でございます。東京都におきましては、緊急性の高い重篤な患者に対し、高度な医療が提供できるよう、都内全域を圏域といたしまして救命救急医療の確保に努めております。引き続き救命救急医療の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて4ページ、項番14は、医療介護連携について、中間見直しの時点の評価の芳しくない指標について、取組の充実・強化を図ってほしいとのご意見でございます。都では、人材育成、確保に向けた参入促進事業で、在宅医療の裾野を広げる取組を推進しておりまして、今後、区市町村単位の訪問診療等の偏在も考慮し、データを活用・分析を行い、きめ細かい連携体制の構築を図ってまいります。

項番15から19までにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係るご意見です。大半のご意見が、中間見直し案の記載よりさらに具体的に課題や取組の記載を求める趣旨のものでございました。新型コロナウイルス感染症につきましては、日々刻々と変化する状況から生じた課題に対し、次々と対応を講じて、現在進行形で進行している事象でございます。中間見直し案におきましては、これまでの東京都の対応から、現時点で記載できる範囲で、今後、新興感染症等が発生した際の課題と取組の方向性を記載させていただきました。このため、頂戴したご意見の中間見直し案本文への反映は行いませんが、この資料においてそれぞれのご意見に対して都の考え方を示させていただきました。

項番15は、平時からパンデミック、感染爆発等の非常時に備えて、非常時の病院間の役割分担や転床等について認識を共有し、計画的に病床を確保してほしいとのご意見でございます。東京都では、今般の取組について今後検証を行い、新興感染症等が発生した際の適切な対応について検討を行っていく予定でございます。

続いて項番16、見直しの背景について、今後の展望について触れた記載に修正してはいかがかとのご意見でございますが、見直しの背景につきましては、今回新たに課題・



取組を追加するに至った経緯・背景を記載することとしております。医療体制の調査・分析・評価については、今後行っていくものと考えてございます。

項番 17 番、新型コロナウイルス対策に係る取組の検証の仕組みについては、現時点では東京 iCDC や感染症医療体制協議会等を活用いたしまして検証を行うことを想定しております。

項番 18、有事を見据えた公衆衛生や保健所等の在り方検討、現場に負担をかけない情報収集・情報提供のためのデジタル化の推進については、中間見直し案第 2 部第 4 章 85 ページの取組 1 の 1、取組 1 の 2 において、都としては方向性としてお示ししていると考えております。

最後に項番の 19、取組 1 の 1、感染症医療提供体制の強化記載修正のご要望でございますが、国、都、保健所、区市町村等の役割分担につきましては、感染症予防法、新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとした法令に基づき、なされるものと認識しております。先日閣議決定されたいわゆる骨太の方針におきましても、これらのことは今後の検討課題として挙げられております。

こうした国の議論、これまでの取組の検証を踏まえて、今後適切に対応していくものと考えてございます。

最後に、項番 20 になりますが、達成状況の芳しくない評価指標について、目標設定、評価指標そのものの妥当性の検討、必要に応じた変更が必要ではないかというご意見でございます。東京都といたしましては、中間見直しにおいて、各疾病・事業単位で設置している協議会等で、指標や目標の妥当性等も含め評価・検証を行って、今般の中間見直しをしたというふうに考えてございます。引き続き、目標の達成に向けて取組を進めていくところでございます。

説明は事務局からは以上でございます。

○小林会長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さまから中間見直し案

につきまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。ご意見がありましたら、ミュートを解除してご質問等していただきたいと思います。

○樋口委員 すみません。

○小林会長 樋口委員、お願いします。

○樋口委員 それでは、きっとほかの委員の方のほうが的確なご意見を実は持っておられると思いますけれども、ここまでの議論と資料を見ての上でなんです、やっぱり今回は、たまたまこの中間見直しの時点が現在になったということです。昨年来の、結局いろんなところから、区からも意見が出ている新型コロナの感染症の事態というものを、この東京都における医療体制の中でどう受け止めたかという話が、やっぱり中間見直しの中で、ちゃんとそれぞれのところでは出していますよという説明なんですけれども、もう少し切迫度と——つまり、この医療に関する医療保健計画というのは、平常時の話を想定してずっとやってきていると思いますが、釈迦に説法ですけども、今回のような未曾有の事態、異常時になって、まだしかも現在進行中なので、大阪の事例なんかを私も見せていただきましたけれども、実際に医療が逼迫、病床が足りなくなって、とにかく医療も受けられなくて亡くなっているというような事態が、今後東京都だって起きかねないという事態で、その中での、異常時なので、別に非難とか何とかじゃないですが、次の計画の中ではちゃんと六つ目の事業として入れますよというのじゃなくて、この時点でもう少し何か対応はできないものかなという。中間見直しも何らかの形で公表されるでしょうし、そのときに、現状に照らして、何かやっぱりもう少し、冷静といえば冷静なんだろうけれども、こういう筆致の中間見直しというのでどうなのかなというふうに素人的に感じたものですから、一言だけ申し上げました。

○小林会長 どうも貴重なご意見をどうもありがとうございました。もし何かありましたら、今のご意見に対して。特にありませんか。

○石坂委員 石坂です。今回の市町村側の立場で、一言だけお話をさせていただきます。

今、樋口委員のほうからお話があったとおり、それぞれの病院ですね、町田の場合は町田市立の病院があるんですけども、特に3次ではなくて2次の病院の対応の仕方というのがなかなか難しいなというふうに思いました。受け入れる能力というんですか、新型コロナウイルスの病状みたいなものがはっきり分かっていない——それは誰も分かっていないんでしょうけれども、分かっていない中でどう受け入れるかというのは、最初は非常に混乱というかプレッシャーがありました。やっぱりそのところで、知見といったものがいち早くそれぞれの病院に伝えられるということは一番大事なところ、つまり計画としてそれは組み込んでおいたほうがいいかなというふうに思います。緊急時の医療的な、現場的な知見が瞬時に伝わるようなシステムを計画の中に入れておかないと、結構町田の例でも中等症という受け入れ方をするんですが、それが実際に状態が悪化した場合どうするかみたいなことが全く分からないまま受け入れをしていたので、この辺がこの医療計画の中でも、そういう緊急時とか、今回のようなケースの連絡というんですかね、知見の伝達のスピードを上げるとか、何か計画の中に組み込んでおいていただけるとありがたいなというふうに思いました。初めてのことで難しいとは思いますが、何かちょっと記述をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○小林会長 どうもご意見ありがとうございました。ほかの委員からご意見等がありますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、取りまとめのほうに入りたいと思います。貴重なご意見をいただきました。ただ、見直し案に関しては特にご反対という意見はなかったと思いますので、諮問のほうに、答申書のほうの審議に移りたいと思います。事務局から答申書案を読み上げていただけますか。

○行本課長 はい、資料5になります。「令和3年6月25日付、3福保医政第559号により貴職から諮問のあった、東京都保健医療計画中間見直し（案）については、審議の結果、

適当と認めます。なお、この計画の推進に当たっては、別紙の事項に配慮されるよう意見として申し添えます。」

資料5の別紙になります。2/2と書いております。

- ・「誰もが質の高い医療が受けられ、安心して暮らせる『東京』を実現するため、都民、医療機関、区市町村、保険者、関係団体等と連携し、一体となって取り組むこと。
- ・地域医療構想の実現のため、高度急性期から在宅療養までの医療機能の分化・連携や、ライフステージに応じた支援を促進すること。
- ・医療、介護、福祉の連携の下、誰もが、自らが希望する医療・ケアを受け、住み慣れた暮らしの場において最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実に努めること。
- ・保健医療と介護、福祉の連携によるサービスの一貫した提供と、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に象徴される振興・再興感染症に対応する体制の確保など、多様化する健康危機から都民を守るための体制の充実を図ること。
- ・取組の進捗状況について、各疾病・事業ごとの協議会等を活用しながら、適時、評価・検証・見直しを行い、計画の円滑な推進を図ること。

以上でございます。

○小林会長 はい、ありがとうございます。ただ今、委員の皆さまからもご意見がありました。それから、幾つかの団体からもご意見をいただいておりますが、新型コロナの対応に関しましては、別紙事項の4番目にこのように書かれておりますので、都のほうで対応をさらに進めていただきたいと思います。それから、次回の計画には体系的な対策等を立てていただければというふうに思います。

今の答申案ならびに別紙事項に関して、これでよろしいでしょうか。ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

○小林会長 ありがとうございます。では、この答申案を事務局のほうで後で準備していただきまして、吉村福祉保健局長に提出をしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終わりとなります。事務局のほうで何か連絡事項はありますでしょうか。

○行本課長 本日はありがとうございました。次回の本会議の開催は、9月ごろを予定しております。お忙しいところとは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。開催日時等の詳細が決まりましたら、ご連絡差し上げます。事務局からは以上でございます。

○小林会長 それでは、これをもちまして、本日の東京都医療審議会を終了させていただきます。皆さま、どうもお疲れさまでした。

(閉会)